

F 5・2・4
令和2年5月7日

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（お知らせ）

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長されたことから、本市といたしましては、現在と同様に、5月31日（日）までの間、ご家庭での保育が可能な方については、ご家庭や勤務先とご相談いただき、ご家庭での保育をお願いいたします。

【ご家庭へのお願いについて】

保護者及び同居親族の全ての方が、「緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書」にある職業に従事され、ご家庭での保育ができない場合等については、当該申出書による申出に基づき、引き続き、5月31日（日）までの間、保育所等における保育を行います。

なお、既に当該申出書を提出している方につきましては、新たに当該申出書を提出する必要はありません。

【保育料について】

ご家庭での保育を行った日数に応じ、保育料を日割り計算いたします。

ただし、日割り計算後の金額が現時点では算出できないため、月額を一度お支払いいただき、7月末日に精算する予定です。

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042 - 769 - 8340（直通）